

障害者虐待防止について

集団指導研修資料

水戸市障害福祉課認定係

目次

- ▶ 1 障害者虐待防止法について
 - ▶ ・概要と目的
 - ▶ ・通報義務
 - ▶ ・障害者虐待の定義
- ▶ 2 虐待のサイン（身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済）
- ▶ 3 障害者虐待防止センターについて
 - ▶ ・役割
 - ▶ ・体制及び業務
 - ▶ ・通報及び相談件数
 - ▶ ・類型の内訳
- ▶ 4 通報から対応までの流れ（イメージ）
- ▶ 5 障害者虐待防止の更なる推進

1 障害者虐待防止法について ＜概要と目的＞

- ・ 2012年（平成24年）10月1日に施行
- ・ 障害者虐待を防止するための方策を定めるとともに、養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益の擁護を図る
- ・ 虐待を防止するための役割と責務の明確化
 - 第4条 国および地方公共団体の責務
 - 第5条 国民の責務
 - 第15条 障害者福祉施設従事者等による、障害者虐待防止等のための措置を講ずることを求める規定
- ・ 養護者支援
 - 第14条 市町村は、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

1 障害者虐待防止法について ＜通報義務＞

第7条 養護者による障害者虐待に係る通報の義務

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報の義務

	第16条について・・・
第16条1項	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
第16条4項	従事者等は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

1 障害者虐待防止法について ＜障害者虐待の定義＞ (障害者虐待防止法第2条)

第2項

養護者による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

使用者による障害者虐待

1 障害者虐待防止法について

＜障害者虐待の定義＞

（障害者虐待防止法第2条）

①【身体的虐待】

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

②【性的虐待】

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

③【心理的虐待】

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④【放棄・放置（ネグレクト）】

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。他者による障害者虐待の放置

⑤【経済的虐待】

障害者から不当に財産上の利益を得ること

2 虐待のサイン

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

【身体的虐待】

- ▶ ・身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- ▶ ・太ももの内側や上腕部の内側，背中など，自分で怪我をする可能性がない箇所に，傷やみみずばれがみられる。
- ▶ ・頭，顔，頭皮等に傷がある。
- ▶ ・お尻，手のひら，背中などに火傷や火傷の跡がある。
- ▶ ・急におびえたり，こわがったりする。
- ▶ ・傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- ▶ ・手をあげると，頭をかばうような恰好をする。

2 虐待のサイン

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

【性的虐待】

- ▶ ・ 不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難になる。
- ▶ ・ 性器等からの出血や傷がみられたり，痛み等を訴える。
- ▶ ・ 急におびえたり，こわがったりする。
- ▶ ・ 卑猥な言葉を発するようになる。
- ▶ ・ ひと目を避けたがる。一人で部屋にいたがるようになる。
- ▶ ・ 医者や保健，福祉の担当者に相談するのを躊躇する。

2 虐待のサイン

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

【心理的虐待】

- ▶ ・ かきむしり，かみつき等，攻撃的な態度がみられる。
- ▶ ・ 身体を委縮させる。
- ▶ ・ おびえる，わめく，泣く，叫ぶ等パニック症状を起こす。
- ▶ ・ 食欲の変化が激しい，摂食障害（過食，拒食）がみられる。
- ▶ ・ 自傷行為がみられる。
- ▶ ・ 無力感，あきらめ，なげやりな様子になる，顔の表情がなくなる。
- ▶ ・ 体重が不自然に増えたり，減ったりする。

2 虐待のサイン

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

【放棄・放置（ネグレクト）】

- ▶ ・身体から異臭，汚れがひどい，爪が伸びて汚い，皮膚の潰瘍。
- ▶ ・部屋から異臭がする，極度に乱雑，ゴミを放置している。
- ▶ ・ずっと同じ服を着ている，汚れたままのシーツ，濡れたままの下着。
- ▶ ・体重が極端に減少，過度に空腹を訴える，栄養失調が見て取れる。
- ▶ ・病気や怪我をしても家族が受診を拒否する。
- ▶ ・学校や職場等に出てこない。
- ▶ ・支援者に会いたがらない，話したがらない。

2 虐待のサイン

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

【経済的虐待】

- ▶ ・働いて賃金を得ているのに、貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない。
- ▶ ・日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- ▶ ・年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
- ▶ ・サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ▶ ・資産の保有状況と生活状況との落差が激しい。
- ▶ ・親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思える。

3 水戸市障害者虐待防止センターについて

<役割>

- ・ 障害者虐待に係る通報や届出の受理
- ・ 養護者による虐待に関して、障害者や養護者からの相談に乗り、指導及び助言をする
- ・ 障害福祉施設（障害福祉サービス事業者）従事者等による障害者虐待への対応
- ・ 障害者虐待防止センターの役割の広報と、障害者虐待防止に関する啓発

3 水戸市障害者虐待防止センター について

＜体制及び業務＞

- ・ 水戸市障害福祉課内に設置
- ・ 専用ダイヤル（２２４－１１２０）で相談や通報等を受理
- ・ 夜間及び休日など、障害者の保護を要する等の緊急性がある場合には、24時間体制での受付及び対応を実施

3 水戸市障害者虐待防止センター について

<通報・届け出及び相談件数>

相談件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R7.1月時点)
養護者による 虐待	1 1	2 2	2 0
障害福祉施設 従事者による 虐待（苦情・そ の他の相談等も含 む）	1 6	1 1	2 0
計	2 7	3 3	4 0

3 水戸市障害者虐待防止センターについて

＜類型の内訳＞（養護者虐待・施設虐待の通報・届け出及び相談の合計数）

虐待類型	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (R7.1月時点)
身体的虐待	1 4（うち施設 7）	1 2（うち施設 5）	1 1（うち施設 3）
性的虐待	2（うち施設 1）	2（うち施設 1）	3（うち施設 1）
心理的虐待	1 2（うち施設 9）	1 4（うち施設 6）	2 2（うち施設 1 5）
放棄・放任 (ネグレクト)	2（うち施設 1）	3（うち施設 1）	4（うち施設 3）
経済的虐待	5（うち施設 0）	8（うち施設 0）	5（うち施設 0）
計	3 5 (うち施設 1 8)	3 9 (うち施設 1 3)	4 5 (うち施設 2 2)

※複数の類型にまたがるケースあり

4 通報から対応までの流れ（イメージ）

通報・届出の受理	・ 通報・届出内容の聞き取り ・ 受付記録の作成
情報収集	・ 市で把握している情報等の収集 ・ 関係機関等からの情報の聞き取り
内容の整理集約	・ コアメンバー会議に向けての準備・調整
コアメンバー会議 の開催	・ 通報等の内容検討 ・ 事実確認の方針検討 ・ 緊急性の判断
事実確認・訪問調査	・ コアメンバー会議で決定した方針に基づき、障害者や事業所等への聞き取り調査の実施 ・ 報告書の作成

4 通報から対応までの流れ（イメージ）

ケース会議 の開催	事実確認において確認ができた事柄 事実確認に至らなかった事柄 虐待ではなくても不適切と思われる事柄 ・虐待の有無の認定 ・対応方針の決定
虐待防止・障害者保護を図るための各法による権限の行使	・被虐待者（障害者）の保護 ・サービス支給決定の調整等 ・事業者等からの報告徴収，立入検査等
改善報告書等の受理	・事業者へ調査結果の通知 ・改善報告書等の受理
モニタリング	・必要に応じて，その後の経過を含めた確認

5 障害者虐待防止の更なる推進

令和4年度からすべての障害福祉サービス事業所に義務化

- ▶ 1 従業者への研修実施
- ▶ 2 虐待防止等のための責任者の設置
- ▶ 3 虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

虐待防止委員会の役割

虐待防止のための計画づくり

虐待防止のチェックとモニタリング

虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討